

●文教委員会所管

就学相談について

◆福田たえ美 委員 これより、公明党の文教委員会所管の質問をさせていただきます。

まず初めに、就学相談について質問させていただきます。

就学先に悩む保護者の方から相談をお受けする機会が多くなりました。世田谷区における昨今の就学相談の件数も増加傾向にあり、小学校、中学校への進学と、また、すまいるの利用と合わせた件数は、平成二十七年度の六百一件から毎年件数は増え続け、令和二年度には千八十七件になっております。

就学相談が人生初の方が多というこの状況の中で、どのようなプロセスを経て就学先を決めるのかが分からないといった不安を抱きつつ、最終的に子どもが安心して学べる教育環境にたどり着きたいとの思いは共通しております。

就学先を決定する際の就学相談とはどのようなものなのか、文部科学省の記述によりますと、障害の状態、本人の教育的ニーズ、本人、保護者の意見、教育学、医学、心理学等専門的見地からの意見、学校や地域の状況等を踏まえた総合的な観点から就学先を決定する仕組みとすることが適当である。合意形成を行うことを原則として、最終的には市町村教育委員会が決定することが適当であるというふうに書かれております。

この合意形成を図りながら最終的に区の教育委員会が決定していくということですが、最終的なこの決定までのプロセスというものが、世田谷区が発行しておりますこの「ふれあいの教育」に就学相談の流れとして記載がされております。この中身について、今日は大きく拡大してまいりました。

就学相談につきましては、まず、これが世田谷区がホームページにも、この「ふれあいの教育」にも掲載しているものなんですけれども、これをぱっと見てすぐに理解ができるかといいますと、文字がたくさん羅列していますが、実際にお母様がどんな資料を準備して、最終的にはこの就学支援委員会というのが大きなポイントになっております。様々な医学的所見等も含めて、ここに資料が集まって、ここにはお子さんは実際には来られませんが、専門的な方が資料を基に判断を下しながら意見をまとめていき、お母様、保護者の方に連絡をして、最終的に決定をしていくという流れになっているんですけれども、この中には、どんな資料がいつまでにということが書かれていなかったりなどして、初めて相談をする方にとっては非常に分かりにくいというような状況がございました。

このような状況の中で、就学相談における就学先の決定において、総合的な判断を要するというふうになってはいますが、区においてはどのような情報に基づいて検討を行っているのでしょうか。

◎柏原 教育相談・支援課長 就学相談は、障害のある子ども一人一人について、障害の状態、本人の教育的ニーズ、本人、保護者の意見、就学支援委員会からの意見、学校や地

域の状況を踏まえ、総合的な観点から就学先を決定するものでございます。

就学相談をお受けすると、保護者の方からお子さんの状況や様子を記載した就学支援ファイルを御提出いただくとともに、保護者の方の承諾を得て、保育園や幼稚園、利用されていた支援機関などからも情報収集を行い、お子さんの様子を客観的かつ正確に把握するとともに、保護者の就学先についての考えや希望を確認しております。その上で、教育相談室の心理相談員による発達検査や行動観察、各小中学校の教員や都立特別支援学校の教員等による行動観察を行い、それぞれの専門的見地から望ましい就学先の見解をまとめております。

これらを基に、医療、心理、教育の専門職で構成する就学支援委員会を開催し、発達検査や行動観察の結果、関係機関からの情報、保護者から提出された資料等を基に、多様な視点から検討を行い、子どもにとって望ましい就学先について意見をまとめております。

◆福田たえ美 委員 今御答弁いただきましたが、区民の方から就学相談を受けたけれども、適切な就学先に決定したと言いつても難しいといった、こういった御意見をいただきました。

そこで、なぜそのようなお声が届いたのかということも含めて、他の自治体の就学相談の流れを調べていきました。そうしましたら、二十三区の多くの自治体が、総合的判断のまず資料を、就学支援委員会が開催されるまでに準備をするようにという旨が記載され、かつこの総合的判断の資料というものの中に医学的所見を位置づけ、主治医もしくは教育委員会での医師との面談の機会を設けておりました。子どもにこの適切な学習環境を判断するためには、この総合的判断の資料というものが明確になっているということが重要だとなっております。

そこで、総合的な判断の中で、世田谷区ではこの医療や療育に関する情報も踏まえた検討をしっかりと行っているのか伺います。

◎柏原 教育相談・支援課長 就学相談に当たりまして、希望される就学先によっては、医師による見解や配慮事項等を伺うため、所定の医師診察記録の提出が必要になる旨を保護者の方に対し申込時に説明しております。また、保護者との面談等において事前に提出された就学支援ファイルに基づきまして、療育相談機関での様子や医療に関する情報についても丁寧に聞き取りを行っております。

就学支援委員会の際には、発達検査や行動観察の様子や就学前期間、在籍校からの情報とともに、保護者の方から聞き取ったこういった情報についてもお示しし、検討を行っているところでございます。

◆福田たえ美 委員 今、御説明をしていただきましたが、今私がパネルで作らせていただいたこの「ふれあいの教育」に書いてあるところには、このような詳細が示されていないということと、あと医学的な所見等に関しても、医師の診察記録の提出が必要である旨

は伝えてはあるということですが、この総合的な判断というところにどこまでそれが組み込まれているのかということがまだ疑問に残るところです。

まずは、この就学相談の見える化というのを進めていくべきではないかというふうに思います。総合的な判断に必要な資料が何なのか、また準備にかかるこの期間、また決定までのプロセスというものが伝わる内容と表記の工夫が必要と考えております。世田谷区のこの就学相談の資料には、用意する資料が何なのか、いつまでなのかが書いておりません。

そこで、他の自治体の例をちょっと出したいと思います。これは国分寺市に御許可をいただき、こちらを掲載させていただいております。先ほどの世田谷区のものと同分同じ内容で、就学相談の流れというものが書いてあります。全く構図なんかは見た感じ違うなと思いましたが、ここの就学支援ファイルの作成というので、保護者、相談室、医師、学校ということで、この情報が子どもたちを直接見ている方々からの専門家に様々所見をいただき、それをこの個別支援委員会と向こうでは言っていらっしゃるみたいなんです、ここまでに用意をして、そこで初めて総合的な判断をしていくというような形で、親御さんたち、保護者の方にも、このような資料をいつまでに用意すればいいのかなということが分かるということで、非常に保護者の方にとっても安心して臨めるという状況になっております。

これが国分寺市だけかと思いましたが、二十三区も相当このような詳しい情報と、かつ丁寧な期限なども決めて、資料を集めるようにということで、中央区、新宿区、杉並区など多くの自治体が保護者に分かりやすい案内を作成しておりました。

ここで総合的な判断に必要な書類をいつまでにそろえるべきか、書類を準備するまでの期間も併せて明記することで、大切な子どもの就学先を決定する準備を行っていけると思います。

そこで、他自治体を参考に、就学相談に当たり、必要となる手続や情報等について、保護者に事前に分かりやすく周知すべきと考えますが、区の見解を伺います。

◎柏原 教育相談・支援課長 就学相談に当たりますには、やはり不安を抱えている保護者の方もいることから、必要となる手続や情報を分かりやすく丁寧にお伝えする必要があるものと認識しております。引き続き、保護者の気持ちに寄り添いながら、事前に御準備いただく資料や相談の流れなどについて丁寧かつ正確に説明していくとともに、他自治体の取組も参考にしながら、区で作成するパンフレットやチラシにつきましても、保護者にとってより分かりやすく具体的な内容に見直しを行うなど、保護者の方が安心して相談できるような丁寧な周知に努めてまいります。

不登校相談支援について

◆福田たえ美 委員 ぜひともよろしく願いいたします。

続きまして、不登校相談支援について伺ってまいります。

本年の第一回定例会で質問いたしました不登校生徒への進路相談会の開催につきましては、全生徒に情報を配信し、八月七日に実施がされました。会場とオンラインと合わせて約百名の方が参加されたということですが、学校を休みがちな生徒は孤立しがちで、情報も乏しく、進路に対する不安は一層増大するばかりでありました。今後、個々に応じたさらなる支援を期待いたします。

昨年の決算委員会で質疑をいたしました不登校に関する相談先や施策の案内の区立小中学校の全世帯への配布を求め、本年五月に不登校の相談先と支援の御案内が配布されました。学校を通じて得ることが多かった情報を事前に入手することで、早期に相談につながりやすくなると思います。配布された案内に相談窓口として、不登校相談窓口、教育相談室が記載をされていました。不登校相談窓口や教育相談分室では、不登校の相談に対してどのような対応や支援を行っているのか伺います。

◎柏原 教育相談・支援課長 不登校に関する児童生徒や保護者からの相談につきましては、教育センター内にある総合教育相談室における不登校相談窓口や教育相談室の各分室で相談に応じております。不登校相談においては、心理士やスクールソーシャルワーカーといった専門職が、児童生徒、保護者の悩みや不安を丁寧に聞き取り、児童生徒一人一人の状態に応じて、専門的見地からの助言や心理的な援助を行うほか、ほっとスクールや保護者の集い、福祉や医療などの関係機関の紹介を行うなど、不登校児童生徒とその保護者への支援を行っております。

◆福田たえ美 委員 心理的援助を行いながら関係機関の紹介を行っているということですが、関係機関との観点からお聞きしたいと思います。不登校の子どもたちへの支援には、ほっとスクール、また民間のフリースクールや通信制の教育機関などがあります。区は、さらに不登校への施策を進めるべく、令和四年四月、不登校特例校分室の開設に向けて動き出しています。

不登校特例校分室の説明会を拝見させていただきました。わらをもつかむ思いで参加されている保護者の方は、不登校特例校との言葉に、不登校ぎみな我が子が対象になるのではとの期待を胸に参加されている様子が見えました。

私も初めて不登校特例校を耳にしたときに、不登校なのに学校とはどんな生徒が対象になるのかと疑問が多かったのが率直な感想でした。そこで、調布市の不登校特例校分室の現場を見学することが理解の一步となると思い、会派で視察をしてまいりました。調布市の不登校特例校教室、はしうち教室の入室案内には、対象となる生徒が明記されていました。不登校の道のりは一人一人異なっており、混乱期、低迷期、回復期の三つの時期に分かれている。はしうち教室は回復期の段階に入った生徒のもう一度学校生活を送ってみたい、外の世界とつながりたいという思いに応え、小集団による教室環境や、個に応じた支援内容、方法により成功体験を積み上げていきます。

不登校特例校は回復期の段階での受入れ学校とのことです。不登校支援の施策は、児童生徒の状況に合った適切な支援策の重要性をここで確認させていただきました。

不登校対応は、保護者の状況も重要なファクターとして取り入れ、一層適切な支援につなげようとしているのが秋田県です。子どもと保護者のそれぞれの状況とファクターと、そしてステージを決定して、ステージごとに教員、保護者の対応を示すことで、適切な対応へとつなげていました。不登校の状況と対応の見える化が不安の解消の一步となっております。

そこで、不登校児童生徒一人一人の状況、状態に応じた支援の重要性と保護者の理解促進に向けて、他自治体を参考に取組むべきと考えますが、区の見解をお聞かせください。

◎柏原 教育相談・支援課長 不登校への対応支援に当たりましては、保護者を含めた関係者が、児童生徒一人一人の状態を共通認識し、その状態に応じた支援を適切に行っていくことが重要となります。現在、不登校相談におきましては、相談員と保護者が不登校、登校渋り、保護者のためのハンドブックなどを活用しながら、児童生徒の状態に関する共通理解を図りまして、状態に応じた支援策を検討しているところでございます。

保護者の方がお子さんの状態を客観的に把握することは、状態に応じた支援を行っていく上でも重要と考えております。今後、先進的な取組をしている自治体の例も参考にしながら、検討していきたいと考えております。

◆福田たえ美 委員 ぜひとも調布市の不登校特例校がどんな人が対象なのかということと、秋田県のその学校、また保護者がどのような対応をすればいいのかということまでが見えて、初めてこの不安が一步でも解消されますので、ぜひとも本当にお願いしたいと思います。

不登校の期間が特に長期化をした保護者の方からなんですが、孤立と悲しみで何度涙をしたことかという言葉が今も心に残っています。不登校の相談は長期にわたることもあります。子どもたちの状況は年齢とともに変化をしていき、孤立がちな相談者に寄り添い続ける支援が必要であります。

我が党は、何度となく、教育総合センターの中核に不登校支援を重点的に取り組むことを求めてまいりました。十二月に開設する世田谷区教育総合センターでは、不登校をはじめとした相談の情報を一元化し、蓄積されたデータを研究、分析し、一層充実した支援の構築をすることを求めてまいりました。

昨年の決算委員会における我が党の質問に、配慮を要する子どもへの早期対応、継続的な支援につなげる研究を進め、支援に取り組むとの御答弁をいただきました。児童生徒の状態に応じて、適切かつ継続的な相談支援を行っていくべきと考えますが、区の見解を伺います。

◎柏原 教育相談・支援課長 不登校相談をはじめ、いじめや特別支援教育などの相談件数は年々増加傾向にあり、その内容も背景も複雑なケースが多くなっている状況でございます。教育委員会では、こうした状況を踏まえまして、教育総合センターの開設に合わせ、就園、就学から卒業までの相談支援に関する情報を一元的に管理し、共有するシステムの運用開始に向け準備を進めているところでございます。

不登校に係る相談や支援に当たりましても、児童生徒の状態に応じた支援を切れ目なく一貫して行っていくことが重要となりますので、個人情報の取扱いに十分留意しながら、情報共有システムを活用し、これまで以上にきめ細やかで継続的な支援を行ってまいります。

◆福田たえ美 委員 就園、また就学から卒業までの相談支援を継続して行える情報共有システムを活用しながら、きめ細かく実施するとの御答弁をいただきました。九年間のこの義務教育の期間を安心して相談を続けられる整備を確実に進めていただきたいと思います。

我が党が求めてきた不登校相談については、教育総合センターで本格的に実施することですが、これからどのように進めていくのでしょうか。区の見解を伺います。

◎柏原 教育相談・支援課長 教育総合センターの開設と併せまして、総合教育相談室と教育相談室の世田谷分室が教育総合センター内に移転する予定となっております。移転後の相談体制につきましては、不登校相談のみならず、いじめや特別支援教育など、様々な相談に対応し、課題が深刻化する前に解決につなげる総合的な相談体制の構築に取り組んでまいります。

また、専門性の高い課題や緊急対応が必要な事案につきましては、早期に適切な解決に結びつけるために、従来の教育支援グループ、特別支援教育巡回グループに加えまして、新たに心理士やスクールソーシャルワーカーで構成する不登校支援グループの令和四年四月の設置に向けた準備も進めているところでございます。

不登校支援グループでは、学校やほかの専門家チームと連携しながら、困難事例への対応を支援するほか、不登校の原因分析や支援策の検討も行いまして、不登校に係る相談支援体制の充実を図ってまいります。

給食費の無償化について

◆福田たえ美 委員 しっかりとよろしく願いいたします。

では、最後に、給食費の無償化について伺ってまいります。

公明党は従前より教育のための社会を旗印に掲げ、子どもは社会の鏡であり、子どもの幸福は社会の幸福につながることを踏まえ、教育のために社会が果たすべき役割、責任は大きく緊急を要する課題であると考えております。我が党は、平成二十九年第三回定例会

から何度となく給食費の無償化について取り上げてまいりました。議会での議論を経て、令和元年十月、就学援助の制度を見直し、給食費の無償化の支給対象者を四大家族で年収約七百六十万円まで対象世帯とし、教育負担の軽減を一步前に進める形となりました。現在、給食費無償化の対象者の九割が申請し、利用している状況であります。

区はコロナで収入が五百九十万円にまで減少した世帯に、年度途中における特例申請を行うとのことですが、五百九十万円までの減少には至らないが、収入が減少した世帯にとって、教育費の負担感は大きいものとなります。給食の無償化を就学援助の枠を拡充し、実施していますが、コロナにより令和三年の所得が急変した家庭に対する特例申立てについて、全費目認定基準まではいかないものの、給食費支援の基準まで下がった世帯も支援の対象にすべきと考えますが、区の見解を伺います。

◎田中 学務課長 就学援助費は、学用品費の支給や給食費の免除など、就学に関する費用の一部を支援する制度でございます。四大家族で給与収入が五百九十万円以下の世帯に対して、学用品費、校外授業費、移動教室費、卒業アルバム費などを支援する全費目認定、給与収入が五百九十万円から七百六十万円までの間の世帯に対する給食費認定があります。いずれも通常、前年の所得により審査をしております。

一方、令和三年に新型コロナウイルスの影響により、失業や急激な減収などにより家計が急変した世帯に対する特例的な支援として、本年の収入で認定審査を行う特例申立てを実施しております。

新型コロナウイルスの影響により、学校改築など、様々な区の施策に影響が出ている中、特例申立てにつきましては、全費目部分まで所得が減少された世帯を対象としております。

◆福田たえ美 委員 今、課長から御答弁いただきましたけれども、確かにコロナで区の施策に影響が出るということで、様々難しいということも分かるんですけども、この緊急事態宣言の発令状況を見れば、区民の方がどれだけ大変な状況の中で生活を送っていたのかということが分かると思います。

まず、この緊急事態宣言の日数を確認しましたところ、二〇二〇年は四月七日から五月二十五日の合計四十九日間でしたけれども、今年に入ってから緊急事態宣言が完全に解除された十月一日までの間に何も発令されなかったのがたったの二十八日、それ以外は緊急事態宣言とまん延防止の期間でありました。区民生活に大きな制限がかかった二〇二一年の経済活動というのには大きく影響を受けていると思います。これは私には想像がつかないほど、本当に子育て家庭の方々へのしかかっているかと思えます。

そういう意味でも、この就学援助の対象となるまで収入が減少しないけれども、やはり収入が減少しているという中で教育負担というものを感じている方に何も手だてをしないというのでいいのでしょうか。収入が減少し、給食費の無償対象となる世帯に教育費の負担軽減として、年度途中においても、コロナ対策として、緊急で対応すべきです。今こ

そ決断を下すべきと考えますが、再度、教育長に見解を伺います。

◎渡部 教育長 先ほど課長より答弁いたしました。特例申立ては、新型コロナウイルスの影響により経済的に特に困窮をする世帯を支援することを目的としており、学用品費など全費目を認定としています。一方、今年の所得が七百六十万円以下まで減少された世帯につきましては、次年度、給食費を支援してまいります。

今後、新型コロナウイルスのいわゆる第六波など、感染状況の悪化に伴い、区民生活への影響が大きくなる際には、施策の優先順位などを考慮し、支援対象の見直しを検討してまいりたいと考えております。

◆福田たえ美 委員 ぜひともよろしく願いいたします。

最後に、教育費の負担という観点で伺っていきたくと思います。文部科学省の平成三十年度子供の学習費調査では、保護者が一人の子どもに一年間で負担する費用を算出しております。公立小学校では、学校教育費が六万三千二百円、学校給食費が四万三千七百二十八円、公立中学校では、学校教育費十三万八千九百六十一円、学校給食費が四万二千九百四十五円、このような調査によって、義務教育は無償のように見えて実は保護者の負担が大変多いということが明らかになりました。

この学校生活で必要な制服、体操着、上履き、学用品などをやっぱり含めていきますと、負担感がなかなか拭えていないという状況です。財源の問題は大きいということは十分承知していますが、子ども・子育て応援都市にふさわしい子育ての土台をつくるために、今後の公教育をどのような方向性に進めていくのかということ、給食費の完全無償化について、区の見解を伺います。

◎山下 学校健康推進課長 学校給食に要する経費負担につきましては、学校給食法などの規定に基づき、食材費は保護者の皆様に負担していただいております。それ以外の施設管理費や人件費などについては公費で負担しているところでございます。全児童生徒約五万人の保護者の皆様に御負担いただいております給食費は、令和三年度の予算ベースでいいますと約二十七億円となっております。一般会計の教育費全体の割に相当する金額になります。また、区では、毎年児童生徒数が増加しており、給食費の完全無償化を図る場合には、安定的な財源の確保が大きな課題であると認識しております。

教育委員会としましては、令和元年十月より就学援助制度の枠組みを見直し、認定基準を全体的に引き上げるとともに、給食費については、お話にありましたとおり、四人世帯で収入約七百六十万円の世帯まで支給対象者を広げておりまして、教育における保護者の負担軽減の充実を図っているところでございます。給食費の完全無償化につきましては、区の財政状況を踏まえまして、他の自治体の取組や国、都の動向も注視し、慎重に考えていくべき課題であると認識しております。

令和3年 9月 決算特別委員会 質疑 福田たえ美
令和3年10月12日



◆福田たえ美 委員 以上で私からの質問を終わり、佐藤ひろと委員に替わります。